

TCFD提言への取り組み(気候変動に対する対応)



気候変動に代表される環境課題は、当会において重要な経営課題であると同時に持続的な企業価値の向上に繋がる機会であると認識し、環境負荷軽減や農業・地域の環境保全・貢献活動に取り組むほか、サステナブル・ファイナンスの実践を通じて、脱炭素社会の実現に向けた環境課題の解決に資する投融資に取り組んでおります。

その一環として、気候変動が当会の事業に与える影響、リスクに対して適切に対応し、TCFD※の提言を踏まえた開示内容の充実を図っていくとともに、農業・地域の円滑な脱炭素社会への移行に向けて取り組んでいきます。

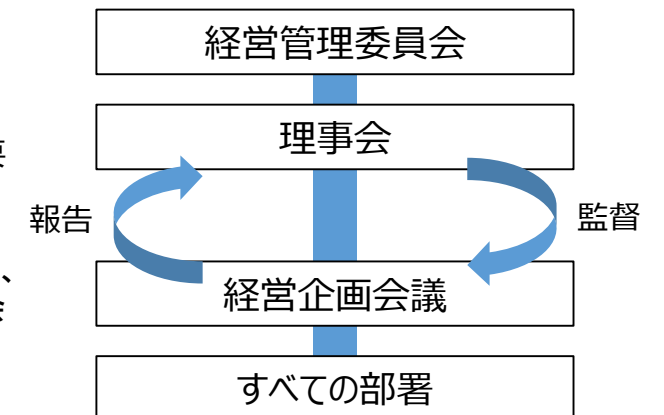
※TaskForceonClimaterelatedFinancialDisclosures(気候関連財務情報開示タスクフォース)

- ・主要国の中央銀行や金融監督当局などが参加する金融安定理事会(FSB)により設立されたタスクフォース
- ・投資家への適切な情報提供を目的に、気候関連財務情報の開示を企業に促している

1. ガバナンス

- 当会は、食農分野において存在感を発揮し、農業・地域になくてはならない存在となるべく、Vision(目指す姿)「Agrigional Coordinator(アグリージョナル・コーディネーター)～食と農を未来へヒトと地域をつなぐ信連へ～」を設定し、実現に向けて取り組んでいます。
- Visionを実現するためには、「中期経営計画」の実践を通じて、「食農領域への貢献や会員JAへの機能還元・利益還元」により信連の価値を深化・創造させ、持続可能な農業・地域の成長・発展に貢献することが、当会の『サスサステナブル経営』であると認識しています。
- この考え方を根本思想と位置付けて実践するほか、気候変動を含む環境・社会課題を経営上の重要事項として捉え経営戦略・リスク管理に随時反映させるために「[サステナビリティ基本方針](#)」を制定しました。
- 気候変動を含む環境・社会課題に対する具体的な対応方針や取組状況は経営企画会議にて協議し、協議内容は、少なくとも年1回の頻度で理事会・経営管理委員会に付議・報告することにより、理事会及び経営管理委員会は、GHG排出削減の状況等、報告された内容に対し適切に監督する態勢を構築しています。
- 経営企画会議は、理事長を議長とし、理事長、理事、部長・室長から構成されています。

【 機関決定の体制 】



2. 戦略

- 当会では、短期(5年)、中期(10年)、長期(30年)の時間軸で、2°C(政策・規制が導入され気候変動が抑制される場合)・4°C(政策・規制が導入されず気候変動が抑制されない場合)シナリオをもとに気候変動に関連するリスクと機会を以下の通り認識しています。

	内容	時間軸
移行 リスク	■ GHG排出に関する規制の強化、炭素税導入等により、事業活動や財務に影響を受けるお客さまに対する信用リスクの増加	中期～長期
	■ 既存の製品・サービスが低炭素のものに置き換わることや、消費者の嗜好が変化することで、既存商品・サービスの需要減少により、事業活動や財務に影響を受けるお客さまに対する信用リスクの増加	
	■ 気候変動への対応や情報開示が不十分とされるリスク	短期
物理的 リスク	■ 慢性的な気候変動が農業生産、食農関連サプライチェーン・J A 経営基盤等に影響を及ぼすリスク	短期～長期
	■ 異常気象によって深刻化する急性的な自然災害が、お客さまの事業活動や財務等に影響を与えることによる信用リスクの増大、当会資産の損傷に伴う事業継続への影響	
機会	■ 脱炭素社会の実現に向けた気候変動関連ビジネスの市場規模拡大に伴う取引機会の拡大	短期～長期
	■ 気候変動への対応による新たなファイナンス・コンサルティングの提供等、ビジネス機会の拡大	
	■ 環境負荷低減に適切に取り組み省エネルギー化が進むことによる、当会コストの減少	

移行リスク：気候変動の緩和と適応への取組進展に伴う政策、法規制、技術、市場などの変化の影響を受ける投融資先の信用リスクや
座礁資産化リスク

物理的リスク：気候変動に伴う自然災害や異常気象による当会および投融資先の資産に対する物理的な被害を通じて財務棄損が増大する
リスク

- 気候変動による当会への財務影響は、お客さまのリスクと機会が、貸出を通じて当会の機会とリスクにかかわるものと認識しています。そこで、お客さま自身に気候変動によるリスクと機会を理解いただき、お客さまに機会を拡大し、リスクを縮小いただけるよう対応することが地域経済の持続可能性を確保するためには重要と考えています。

炭素関連資産の状況（令和6年3月末）

当会貸出金残高に占める炭素関連資産の割合	5.6%
----------------------	------

※GICS(世界産業分類基準)における「エネルギー」等が対象。ただし、水道、独立発電事業者、再エネ事業者は除く。

- 当会では「サステナブル・ファイナンス方針」を定め、大量の温室効果ガス(GHG)の排出や、有害物質の放出等によって、気候変動や大気汚染等の環境に重大な影響を及ぼすことが想定される石炭火力発電事業等に対して、石炭火力発電所の新設を資金用途とする投融資は原則行わないこととしております。

3. リスク管理

- 当会では、気候変動に関連する物理的リスクや移行リスクが中長期にわたり、当会及び当会のお客さまの事業活動に影響を与えることを認識しております。
- 環境・社会等に影響を与える可能性のある特定の事業およびセクターへの投融資に関する取組方針として「[サステナブル・ファイナンス方針](#)」を制定し、気候変動に影響を与えるセクター（石炭火力発電等）に対するクレジットポリシーを定めております。

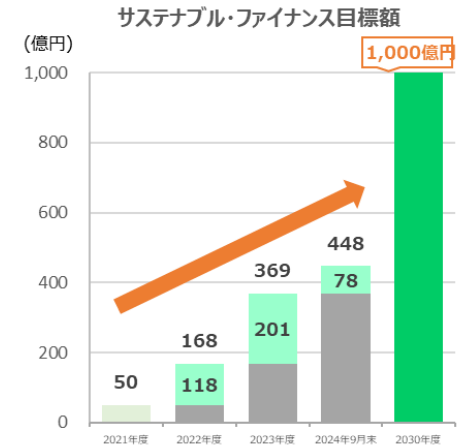
4. 指標と目標

サステナブル・ファイナンス

- 2030年度までにサステナブル・ファイナンスを2021年度からの累計で1,000億円実行する目標を設定しています。サステナブル・ファイナンスとは、持続可能な農業・地域社会の実現に向けたお取引先さまのESG（環境・社会・ガバナンス）、SDGs（持続可能な開発目標）等への取組みを支援する資金供給のことを指し、2024年9月末までに448億円を実行しています。（うち気候変動対応に資する投融資は380億円です。）

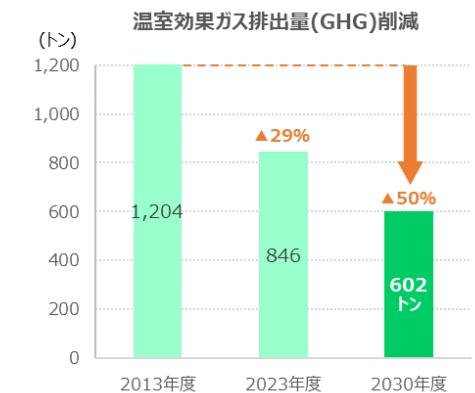
サステナブル・ファイナンス新規累計

1,000億円



温室効果ガス排出量（GHG）削減

- 温室効果ガス（GHG）排出量について、当会ではCO₂排出量（Scope1およびScope2）を指標として設定し、農業・地域社会の脱炭素社会の実現に向けた取組みとして、2030年度における温室効果ガス排出量（GHG）削減目標を「2013年度比50%の削減」と定めて環境負荷の低減に努めます。2023年度の温室効果ガス排出量は、846トン（2013年度比 ▲29%）となりました。
- ※GHG…GHGとは温室効果ガス、GreenhouseGasの略称。二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）等が該当
- ※Scope1…ガソリンやガスの使用に伴う排出（燃料使用量に対し、所定の排出係数を乗じて算出）
- ※Scope2…電力の使用に伴う排出（電力使用量に対し、所定の排出係数を乗じて算出）



2030年度温室効果ガス排出量（GHG）削減（2013年度対比）

50%削減